

知広事第1515号

令和6年(2024年)10月30日

小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

(公 印 省 略)

小規模多機能型居宅介護に係る利用料金(基準第71条第3項関係)の
取扱いについて(通知)

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

利用者から受けることができる利用料について、利用料の新設及び改定の際は事前に知多北部広域連合に相談し、手続きを行っていただいておりますが、運営指導等とおして、利用者から受けることができる利用料の項目について疑義が生じたため、下記のとおり改めさせていただきます。

記

1 利用者から徴収できる利用料(基準第71条第3項関係)

- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 利用者の選択により通常の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
- (3) 食事の提供に要する費用 ※1
- (4) 宿泊に要する費用(室料及び光熱水費に相当する額) ※2
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要なものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※3

- ※1 食事の提供に要する費用は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とし、利用者等が選定する特別な食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領してください。
- ※2 宿泊に要する費用の水準の設定にあたり、建設費用（修繕費用、維持費用、公的助成の有無等）及び近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用を勘案すること。また、利用者等が選定する特別な居室等の提供と明確に区分して受領してください。
- ※3 利用者の希望によって、身の回りの品として日常生活に必要なもの及び教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を指します。なお、洗濯は小規模多機能型居宅介護の定義上サービスの範囲内であるため、洗濯に係る料金として徴収はできません。ただし、利用者の希望により個別のクリーニング店に取り次ぐ場合はこの限りではありません。

2 その他

- (1) 当通知は介護予防小規模多機能型居宅介護についても準用します。
- (2) 厚生労働省又は愛知県から当通知に係る内容について通知があった場合、変更となる可能性がございますのでご了承ください。

3 参考

- ・地域密着基準第7 1条第3項 等
- ・地域密着介護予防基準第5 2条第3項 等
- ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

問合せ先

知多北部広域連合 給付係

電話番号：052—689—2263

メール : kyuufu@chitahokubu.or.jp